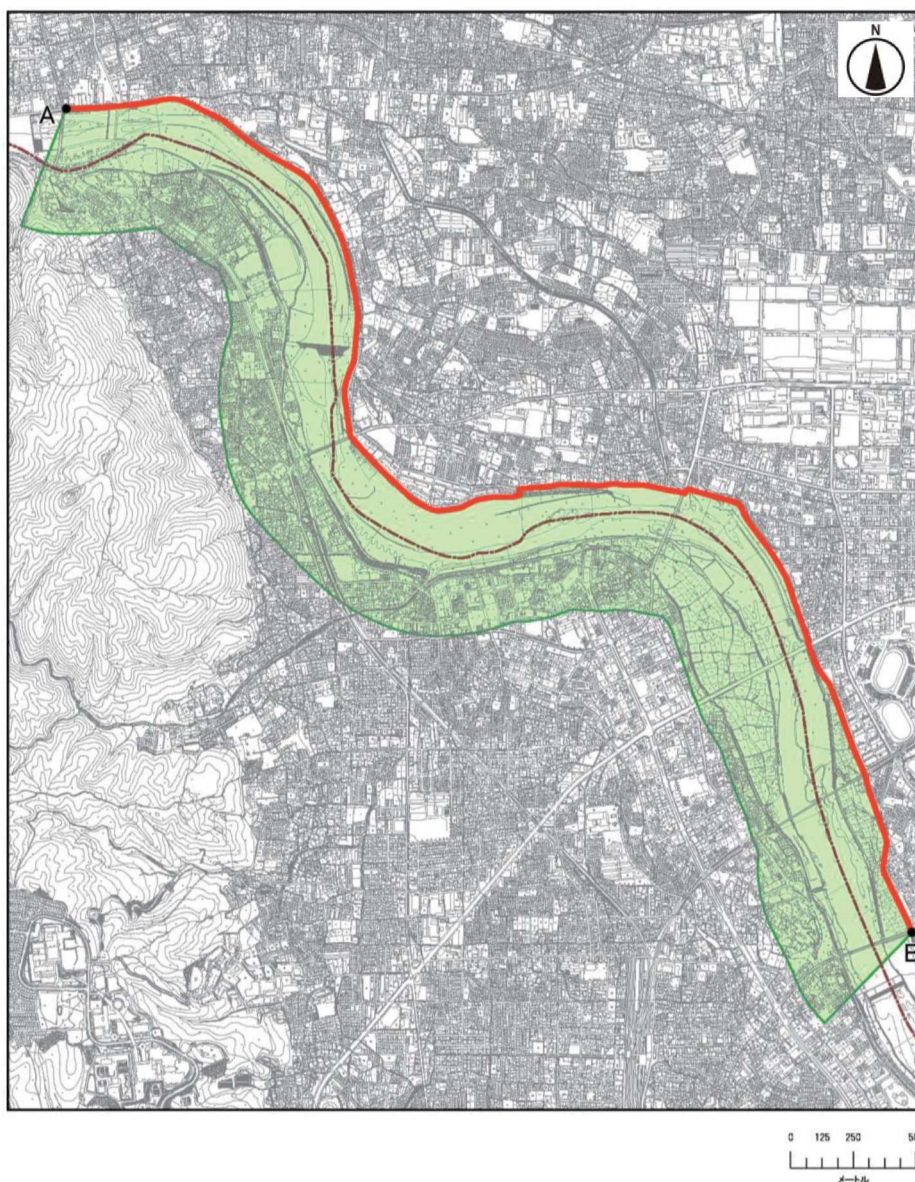


## (38) 桂川左岸からの西山



### ●保全区域の範囲

凡例	区域の種別	区域の範囲
	視点場	「渡月橋」付近の点Aから「桂大橋」付近の点Bまでの桂川左岸の河川側歩道
	近景デザイン保全区域	視点場上の任意の点から河川側への法線を中心に左右へそれぞれ22.5度の方向に引いた直線で挟まれた、視点場からの水平距離が500m以内の範囲

### ●近景デザイン保全区域の基準

- 1 建築物等は、桂川の水辺越しに見える西山の山並みとその間に見通される空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
- 2 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

形態・意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 勾配屋根とすること。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 塔屋を設けないこと。</li> <li>● 建築物等の各部分は、西山の山並みの良好な眺めを阻害しないものとする。</li> </ul>
色彩		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、桂川沿岸の樹木等及び西山の山並みとの調和に配慮したものとする。</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 良好な山並みへの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>

